

北海道教育委員会 公報

平成28年 8月16日
(火曜日)

第6171号

目 次

教育委員会規則

- 北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1
- 北海道有朋高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則…………… 2

公布された教育委員会規則のあらまし

◆北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第13号）

- 趣旨
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨等に鑑み、入学者選抜における特別な配慮について、受検者の意思表示の機会をより明確に設定するため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 内容
入学願書に「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」の欄を加えることとした（別記第3号様式）。
- 施行期日
この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

◆北海道有朋高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第14号）

- 趣旨
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨等に鑑み、入学者選抜における特別な配慮について、受検者の意思表示の機会をより明確に設定するため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 内容
単位制による定時制課程の入学願書に「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」の欄を加えることとした（別記第1号様式の2）。
- 施行期日
この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。
平成28年 8月16日

北海道教育委員会教育長 柴田 達夫

北海道教育委員会規則第13号

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中

| | | | |
|--------------------------|--|---------------|--|
| 中学校卒業 (卒業見込) 年 月 日 | | 出 願 者 との関係 | |
|--------------------------|--|---------------|--|

を

| | | | |
|--------------------------|--|---------------|--|
| 中学校卒業 (卒業見込) 年 月 日 | | 出 願 者 との関係 | |
| 入学者選抜における特別な配慮の希望の有無 | | 有 ・ 無 | |

に改める。

別記第3号様式末尾欄外記入上の注意1の事項中「出願者の生年月日」の次に「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」を加える。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

北海道有朋高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成28年 8 月16日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

北海道教育委員会規則第14号

北海道有朋高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則

北海道有朋高等学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の2中

| | | | | | |
|-----|----------|-------|---|---|---|
| 現住所 | □□□-□□□□ | 電話（ ） | - | 番 | を |
| | | | | | |
| 備考 | | | | | |

| | | | | | |
|----------------------|----------|-------|---|---|-------|
| 現住所 | □□□-□□□□ | 電話（ ） | - | 番 | に改める。 |
| | | | | | |
| 入学者選抜における特別な配慮の希望の有無 | | 有 ・ 無 | | | |
| 備考 | | | | | |

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。